

○ 初めて特定技能外国人を受け入れる場合に提出が必要となる書類です。
既に特定技能外国人を受け入れている機関については、以下の書類は提出不要です。
(審査の際に機関の適格性を確認する必要がある場合は、提出をお願いすることがあります。)

	必要書類	様式番号	提出 の 要否	留意事項	提出確認欄		官用欄			
					いずれか 選択	過去に提出した 申請日及び申請番号				
1	次のAからDまでのいずれかの場合に応じた書類									
	A)日本の証券取引所に 上場している企業又は 保険業を営む相互会社 の場合	四季報の写し又は日本の証券取引所に上場していることを証明する文書（写し）		○	※提出可能な書類がない場合は、第2表の2又は3に基づき書類の提出が必要。	有	無		有	無
	B)高度専門職省令第1条第1項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロの対象企業（イノベーション創出企業）であることを証明する文書（例えば、補助金交付決定通知書の写し）	高度専門職省令第1条第1項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロの対象企業（イノベーション創出企業）であることを証明する文書（例えば、補助金交付決定通知書の写し）		○		有	無		有	無
	C)一定の条件を満たす企業等の場合	「一定の条件を満たす企業等」であることを証明する文書（例えば、認定証等の写し）		○		有	無		有	無
	D)前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収税額が1,000万円以上ある団体・個人の場合	前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（写し）		○		有	無		有	無
2	書類省略に当たっての誓約書	参考様式第1-29号	○		有	無			有	無